

藤枝市民会館条例の一部を改正する条例

藤枝市民会館条例（昭和44年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の(3)付帯設備の表を次のように改める。

(3)付帯設備

	物品名	単位	単価 円	備考
舞 台	所作台	1式	4,850	
	金屏風	1双	800	
	緋毛せん	1枚	150	
	座布団	1枚	150	
	地がすり	1式	480	
	上敷ゴザ	1枚	150	
	大太鼓	1台	480	
	仮花道	1式	2,160	
	音響反射板	1式	1,610	
	移動式音響反射板	1枚	1,450	
	ピアノ（CF—Ⅲ）	1台	5,400	
	〃（KG—3C）	1台	2,690	
	アップライトピアノ	1台	1,610	
	演台	1台	480	
	指揮者台	1台	150	
	譜面台	1台	150	
	机	1台	80	
	椅子	1脚	30	
	人形立	1本	50	
	馬	1個	50	
	箱足	1個	30	
	看板	1枚	210	
	平台（2.6板）	1台	110	
〃（3.6板）	1台	150		

	〃 (4.6板)	1台	210	
	〃 (6.6板)	1台	310	
	吊バトン	1本	150	
	ピアノ椅子	1脚	100	
	オーケストラ用椅子	1脚	90	
	黒板	1式	210	
	立看板	1枚	100	
	展示パネル	1枚	100	
	映写スクリーン	1式	790	
	映写機16mm	1式	3,970	スクリーン含む。
	雪籠	1式	310	
音響	場内拡声装置	1式	1,610	
	ワイヤレスマイク	1本	960	
	コンデンサーマイク	1本	800	
	ダイナミックマイク	1本	310	
	マイク吊下装置	1式	310	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	640	
	カセットテープレコーダー (録音)	1台	430	
	〃 (再生)	1台	310	
	可搬型ミキサー	1台	1,710	
	ステージスピーカー	1台	530	
照明	フットライト	1列	480	
	プロセニウムボーダーライト	1列	640	
	第1ボーダーライト	1列	800	
	第2ボーダーライト	1列	640	
	アッパーホリゾントライト	1列	1,180	
	ローアホリゾントライト	1列	1,180	
	1.5KWスポットライト	1台	310	
	1KWスポットライト	1台	260	

	500Wスポットライト	1台	150	
	ピンスポットライト	1台	1,610	
	オーロラマシン	1台	1,610	
	エフェクトマシン	1台	1,610	雲、雪、雨、炎、波等をバックに投映する。
	ミラーボール	1台	1,610	
	花道フットライト	1列	310	
	先玉	1台	310	
	ビーマックス	1台	1,610	
	ストロボ	1台	530	
	ビームライト	1台	310	
	カッターライト	1台	260	
	波マシン	1台	640	
	星球	1式	520	
	ポータブルLED照明	1式	1,700	
その他	液晶プロジェクター	1台	1,290	プロジェクターワゴン含む。
	自立式映写スクリーン	1台	320	
	演台	1台	320	会議室用
	持込電気使用器具	1個	150	1KW以内

備考

利用料金は、午前、午後及び夜間の各区分ごとに算定する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。